

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
		頁	章	節	項					
1	施設の耐震性・老朽化	2	1	1-1	1-1-3				新浜ポンプ場について、「施設・設備の状態は老朽化が著しく、かつ現行の耐震基準も満足していない。」とあるが、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池、第1フェーズの対象施設の既設ポンプ場の12の既設施設は、老朽化がなく、現行の耐震基準を満足しているか。	中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、運転開始後間もないことから、目立った老朽化もなく、現行の耐震基準も満足しています。 一方、その他の既設ポンプ場は、建屋を有さない地中に埋設された水槽構造物（土木構造物）であり、保有する耐震性能の有無が維持管理従事者に与えるリスクに直結しないことから、今回の対象範囲に含めたものです。また、その他の既設ポンプ場の12施設は、経過年数に応じた老朽化はあるものの、新浜ポンプ場とは違い、雨水排水施設であることから、著しい腐食等はありません。
2	新浜ポンプ場の稼働実績	3	1	1-1	1-1-5	(1)	1)		過去5ヶ年程度の各雨水ポンプ設備別に降雨毎の稼働時間、吐出量の実績について資料のご提供をお願いします。	入札公告時に示します。
3	ポンプ場の稼働実績	3	1	1-1	1-1-5	(1)	1)		新浜ポンプ場 計画雨水量：9.22m <sup>3</sup> /秒、中央ポンプ場 計画雨水量：34.58m <sup>3</sup> /秒と記載頂いていますが、過去5年程度の雨量実績、各機場の雨水ポンプ運転稼働実績を提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
4	計画雨水量	3	1	1-1	1-1-5	(1)	1)	③	現状の計画合流汚水量と計画合流雨水量をご教示願います。	松浜分水により、芦田川浄化センターへ分配される計画日最大汚水量は45,000m <sup>3</sup> /日です。本ポンプ場の計画雨水量は、実施方針等にて示すとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
		頁	章	節	項					
5	計画雨水量	3	1	1-1	1-1-5	(1)	1)	③	施工時に合流汚水の対応が必要であれば計画年度と計画水量をご教示願います。	合流汚水に対する対応としては、既設の新浜ポンプ場の撤去工事及び流入管渠の耐震化工事となります。詳細は入札公告時に示します。
6	遮集対象	3	1	1-1	1-1-5	(1)	2)		新浜排水区部より増補管により中央ポンプ場へ遮集していますが、晴天時汚水を除いた雨水の遮集でしょうか。	ご理解のとおりです。
7	遮集量調整方法	3	1	1-1	1-1-5	(1)	2)		中央ポンプ場へ遮集量の調整はどのような方法で行うのでしょうか。	遮集の方法は、水量増加に伴う水位上昇によって特殊人孔の固定堰から越流させ、増補管にて遮集を行うものです。
8	中央雨水滞水池の稼働実績	3	1	1-1	1-1-5	(1)	3)		過去5ヶ年程度の降雨毎の雨水滞水池貯留量、高速ろ過処理水量、直接放流量の実績について資料のご提供をお願いします。	入札公告時に示します。
9	新設ポンプ場ほか2施設の委託レベル	4	1	1-1	1-1-5	(3)	1)	②	新設ポンプ場ほか2施設の委託レベルは、レベル3となっておりますが、ほか2施設（中央ポンプ場、中央雨水滞水池）の長寿命化計画、あるいはSM計画等は策定済みでしょうか。	ストックマネジメント基本計画は策定済みですが、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、他の雨水排水施設に比べ供用開始から経過年数が浅い施設であり、短期修繕改築計画による更新予定はありません。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
10	本事業の維持管理・運營業務の拡張	5	1	1-1	1-1-5	(4)		「本事業の維持管理・運營業務においては、1-1-2項の（1 に示す12施設のほか段階的に39施設の雨水排水施設を取込み拡張する予定である。」とあるが、段階的に拡張する39施設の委託レベルは、第1フェーズと同様に、委託レベル：レベル1との理解でよいか。	各フェーズともに最初の5年間は、委託レベル1で開始し、次フェーズでレベル2.5に上げる計画です。ただし、第4フェーズのみは、当初より委託レベルを2.5として開始する計画です。
11	本事業の維持管理・運營業務の拡張	5	1	1-1	1-1-5	(4)		「本事業の維持管理・運營業務においては、1-1-2項の（1 に示す12施設のほか、段階的に39施設の雨水排水施設を取込み拡張する予定である。」とあるが、最終的な維持管理・運營業務の対象施設54施設は、施設の劣化がなく、現行の耐震基準を満たし、施設・設備の耐用年数以内の状態、本事業の維持管理・運營業務への引き渡すとの理解でよいか。	建屋（建築構造物）を有する施設は、現行耐震基準を満足する耐震補強を行うとともに、施設の劣化状況を勘案し、適宜補修を行った上で、対象施設に取込む予定です。建屋を有さない水槽構造物（土木構造物）の考え方は、No.1の回答を参照ください。取込む施設・設備の耐用年数については、老朽化の程度を鑑み、必要な改築を行った上で、対象施設に取込む予定です。
12	拡張予定施設	5	1	1-1	1-1-5	(4)		将来拡張予定も含めた全54施設についても、施設概要（排水能力、竣工年、雨水ポンプの仕様・出数、現状の運転管理・保守点検の概要、自家発電設備の有無、監視設備・監視状況、管理体制（常駐、雨天時緊急時）など）をお示しいただくことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
13	維持管理・運營業務の拡張範囲	5	1	1-1	1-1-5	(4)	2) 3) 4)	第2フェーズ以降に追加される対象施設の詳細をご教示ください。	ご意見として承ります。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
14	事業方式について	5	1	1-1	1-1-6			本事業はDBO方式であり機能保全等の長寿命化計画は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業方式	5	1	1-1	1-1-6			「なお、維持管理・運營業務の業務実施に当たり、特別目的会社（SPC）の設置については、事業者からの提案によることとし、必須条件としない。」とあるが、SPCを設置した場合としない場合で、評価に影響はあるか。	入札公告時に示します。
16	事業方式	5	1	1-1	1-1-6			維持管理・運營業務の業務実施に当たり、特別目的会社（SPC）の設置については事業者からの提案によるものとし必須条件としないとありますが、SPCを設置した場合と設置しない場合とで、総合評価に差は生じないと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
17	事業期間について	6	1	1-1	1-1-7	(1)		設計・施工期間が2030年（令和12年）3月31日となっておりますが、工期短縮が可能な場合、改築後の新設ポンプ場の維持管理は、改築後からの20年との理解で良いでしょうか。	事業者提案により、設計・施工期間を短縮した場合でも維持管理・運營業務の終了日（2050年（令和32年）3月31日）は変更しません。ただし、設計・施工期間の短縮に係る提案は、技術評価において加点する予定です。
18	事業期間	6	1	1-1	1-1-7	(1)		設計・施工期間は、2030年3月31日までですが施工期間が短くなった場合は、工期変更は可能と判断されるのでしょうか。ご教示ください。	No. 17の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答	
		頁	章	節	項					
19	事業期間	6	1	1-1	1-1-7	(1)		設計・施工期間は、2030年3月31日までですが、契約行為が、天変地異などや発注者の理由により予定より遅れた場合は、完成時期が遅れると理解してよいでしょうか。ご教示ください。	ご質問にある天変地異などの天災に定義されるものは、リスク分担の不可抗力として処理を行います。	
20	維持管理・運營業務委託契約について	6	1	1-1	1-1-7	(2)		維持管理・運營業務委託契約は、1) 本ポンプ場ほか2施設および場内整備と2) その他の既設ポンプ場(第1フェーズ)の2契約に分かれる予定でしょうか。	ご理解のとおりです。	
21	維持管理・運營業務委託契約について	6	1	1-1	1-1-7	(2)	2)	③	第2フェーズ以降は、今回業務範囲に含まれない。とありますが、随意契約等を予定されているとの理解で良いでしょうか。	入札公告時に示します。
22	事業期間	6	1	1-1	1-1-7				表1-1 事業期間における、維持管理・運營業務、その他既設ポンプ場を見ると、R5からR24まで各5年で、第1フェーズから第4フェーズがあるが、各フェーズの維持管理・運營業務は5年間のみで、5年の事業期間が終わると、市へ引き渡しするものではなく、各フェーズにおいて、5年終了後も引き続き、維持管理・運營業務を継続するとの理解でよいか。	各フェーズとも本市と事業者双方の協議により、合意に至った場合、次フェーズの維持管理・運營業務を継続します。詳細は入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
23	事業期間	6	1	1-1	1-1-7			表1-1 事業期間における、維持管理・運営業務、その他既設ポンプ場において、第1フェーズ終了の令和9年度までに、第2フェーズの取り込みにあたって、福山市と事業者の双方で合意に至らなかった場合、第1フェーズの令和10年度以降の維持管理・運営業務は、継続されるか、それとも、5年間で業務終了となり、福山市へ引き渡しを行うこととなるか。	第2フェーズの取込みに当たっては、本市と事業者の協議により、双方で合意に至らなかった場合には、当初の5年間で業務終了とし、本市へ各施設の引渡しを行うこととなります。詳細は入札公告時に示します。
24	事業者への支払い	7	1	1-1	1-1-8			「本市は、事業者が実施する設計・施工業務及び維持管理・運営業務に係る対価の支払いを行う。支払い等は以下のとおりである。詳細は入札説明書に示す。」とあるが、設計施工業務、維持管理業務の上限価格や予定価格は、入札説明書で公表するとの理解でよいか。	入札説明書等で公表する内容は、各業務の限度額のみで、予定価格は公表しません。
25	事業者への支払い	7	1	1-1	1-1-8			「本市は、事業者が実施する設計・施工業務及び維持管理・運営業務に係る対価の支払いを行う。支払い等は以下のとおりである。詳細は入札説明書に示す。」とあるが、入札説明書で公表される上限価格や予定価格は、設計・施工業務の工種毎（土木、建築、機械、電気）、維持管理・運営業務の対象施設毎（本ポンプ場等、その他既設ポンプ場）に区分して公表されるとの理解でよいか。	入札公告時に示す各業務の限度額の項目は、以下の掲げるとおりです。 1) 設計・施工業務の限度額 2) 維持管理・運営業務の限度額
26	出来高について	7	1	1-1	1-1-8	1)		出来高の予定額及び対象については、事業者側にて案を貴市へ提出し承認頂く理解でよろしいでしょうか。また貴市からの提示がある場合、価格と対象についての交渉の場を持たせて頂くことは可能でしょうか。	年度ごとの出来高に対して、本市が設定する支払限度額内で支払います。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
27	事業者への支払い	7	1	1-1	1-1-8	1)		「当該年度の出来高予定額」とはどの程度を見込まれているか最低額などあれば、ご教示ください。また、支払い基準等をご教示ください。	入札公告時に示します。
28	事業者への支払い	7	1	1-1	1-1-8	1)		事業費限度額は、設計・施工及び維持管理・運営業務の各々に区分して公告時に提示されるとの理解で良いでしょうか。	No. 25の回答を参照ください。
29	事業者への支払いについて	7	1	1-1	1-1-8	1)		設計・施工業務について「本市は事業者に対して本業務の設計及び施工業務に係る対価を設計・施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して支払う。なお支払いは会計年度ごとに当該年度の出来高予定額に対し一定の範囲内の額とする。」と記載されていますが、御市ご発注の建設工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか？ （前払金を支出することによって、公共発注者としては本事業の適正な施工・運営の確保に加え、資金調達費用の縮減が可能となり、応募者の増加も期待でき、より多くの提案を比較検討することでVFMの向上に繋がるものと思われます。） また、御市におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前払金制度も採用されておりますのであわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
30	事業者への支払い	7	1	1-1	1-1-8	2)		「維持管理・運営業務に対して 各年度に1回支払う。」負担額が大きいため、毎月の支払に見直しは可能でしょうか？	ご意見として承ります。
31	事業者の募集及び選定の方法	8	2	2-1				事業者の選定は、資格審査と技術審査及び価格審査により実施すると記載がありますが、予定価格について公表の予定はございますでしょうか。	No. 24の回答を参照ください。
32	技術対話の実施	9	2	2-2				技術対話が技術提案書の提出後に1回開催となっていますが、技術提案書作成前においても複数回設けていただけないでしょうか。	変更は行いません。
33	技術対話の実施	9	2	2-2				技術対話の開催が技術提案書提出後に予定されていますが、技術提案書作成前にも技術対話を複数回設けて頂けないでしょうか。	No. 32の回答を参照ください。
34	入札公告	9	2	2-2				入札公告では、上限価格は公開提示されるのでしょうか。また、下限価格の設定はされるのでしょうか。さらに公開提示されるのでしょうかご教示ください。	前者の質問については、No. 24の回答を参照ください。後者については、低入札調査基準価格を設定する予定です。詳細は入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
35	スケジュールについて	9	2	2-2				「2022年4月13日（水）：質疑に対する回答の公表」から「2022年4月27日（水）：技術提案書及び見積書の提出の締切り」まで14日となっております。質疑回答公表より見積提出までの期間として30営業日以上の間を要望いたします。	ご意見として承ります。
36	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				本事業において、競争的対話を実施する予定はありませんでしょうか。	競争的対話は行いません。
37	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				令和4年8月10日の「技術審査の結果の通知」は、通知のみでしょうか、公表されるのでしょうか。また、他応募者の結果も通知もしくは公表されるのでしょうか。	技術審査の結果は、応募者ごとに当該応募者の結果のみを通知し、公表は行いません。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
38	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				<p>主要なスケジュールに「入札参加資格審査関連以外に関する質疑に対する回答の公表」は2022年4月13日(水), 「技術提案書及び見積書の提出の締切り」は2022年4月27日(水)とあり, 質疑の回答から技術提案書及び見積書の提出まで2週間となっています。「入札参加資格審査関連以外に関する質疑に対する回答の公表」を3週間前倒しして2022年3月24日とする, もしくは, 「技術提案書及び見積書の提出の締切り」を3週間延期して2022年5月26日とすることを検討いただけないでしょうか。</p> <p>【理由】要求水準書や各種契約書類の質疑回答を反映させて, 提案設計の修正, 見積書の修正を経て, 構成企業間の調整, 構成企業の社内決済などの作業が必要となる為。これら作業や応募者の意思決定には, 現状の2週間では非常に厳しく対応が難しいため。</p>	No. 35の回答を参照ください。
39	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				<p>スケジュールによれば, 「入札参加資格審査関連以外に関する質疑に対する回答の公表」と「技術提案書及び見積書の提出の締切り」の間, すなわち質疑の回答から技術提案書及び見積書の提出まで2週間となっていますが, 質疑回答の内容に応じて提案設計や見積書の修正を経て, 構成企業間の調整, 構成企業の社内決済などの作業が必要となることから, この2週間では対応が困難です。</p> <p>最低限, 5週間程度の期間が必要と考えますので, 回答公表の前倒し, または提案書・見積書提出の延期について要望します。</p>	No. 35の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
40	応募及び選定スケジュール	9	2	2-2				「本事業に関する主要なスケジュールは、次に示す日程を予定している。変更がある場合は、適宜、情報を公開する。」とあるが、質疑及び質疑に対する回答は、応募者の提案内容に関わるため、公表するものと非公表にするものを応募者で選択できる方式の採用を要望します。	ご意見として承ります。
41	応募及び選定スケジュール	9	2	2-2				2022年4月27日に見積書、2022年7月13日に改善見積書、2022年8月25日に入札書を提出するスケジュールとなっているが、事業者から提出した各段階の見積書を見て、発注者側で入札説明書で公表する上限価格や予定価格の変更を行う予定であるか。	事業者から提出される技術提案書及び見積書（改善技術提案書及び改善見積書を含む。）を基に、予定価格を設定します。予定価格は非公表です。
42	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				2022年7月13日提出の改善見積の目的は、事業費を算定する目的との理解でよいか。違う場合、改善見積の目的をご教示ください。	No. 41の回答を参照ください。
43	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				2022年7月13日提出の改善見積書は、2022年8月25日提出の入札書と同一のものとの理解でよいか。	No. 41の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
44	応募及び選定スケジュール	9	2	2-2				<p>主要なスケジュールを見ると、「入札参加資格審査関連以外に関する質疑に対する回答の公表」は2022年4月13日(水)、「技術提案書及び見積書の提出の締切り」は2022年4月27日(水)とあり、質疑の回答から技術提案書及び見積書の提出まで2週間となっている。要求水準書や各種契約書類の質疑回答を反映させて、提案設計の修正、見積書の修正を経て、構成企業間の調整、構成企業の社内決済などの作業が必要となり、これら作業や応募者の意思決定には、2週間では短く、5週間程度の期間が必要と考えます。「入札参加資格審査関連以外に関する質疑に対する回答の公表」を3週間前倒しして2022年3月24日とする、もしくは、「技術提案書及び見積書の提出の締切り」を3週間延期して2022年5月26日とすることを要望します。</p>	No. 35の回答を参照ください。
45	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				<p>入札参加資格審査関連以外に関する質疑の回答の公表(2022年4月13日)から技術提案書及び見積書の提出締切り(2022年4月27日)までの期間が短く、対応が困難と考えます。1.5か月程度の期間を設けていただけないでしょうか。</p>	No. 35の回答を参照ください。
46	募集及び選定スケジュール	9	2	2-2				<p>本事業に関するスケジュールで、入札参加資格審査関連以外に関する質疑に対する回答の公表(2022年4月13日(水))、技術提案書及び見積書の提出の締切り(2022年4月27日(水))と記載されておりますが、日程的に厳しく、質疑に対する回答の公表から技術提案書及び見積書の提出までを5~6週間程度期間をいただけないでしょうか。ご教示下さい。</p>	No. 35の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
47	技術対話	9	2-2					募集及び選定スケジュールに技術対話の開催が記載されています。本事業の目的や求められている要求水準への理解を深めること等を目的とした技術的対話を技術提案書提出前に開催していただくことは可能でしょうか。	No. 32の回答を参照ください。
48	窓口対応について	10	2	2-3	2-3-1	⑥		貴市とのやり取り及び交渉等の窓口対応について、契約締結までは代表企業としますが、維持管理・運営に関しては維持管理企業へ移行（維持管理契約での契約者）という認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	代表企業	10	2	2-3	2-3-1	⑥		「応募者は、本ポンプ場等の施工を行う企業から代表企業を定めること。」とあるが、設計施工業務の代表企業と、維持管理業務を行う代表企業を分けてよいか。設計施工業務と維持管理業務の代表企業を分ける理由は以下の通り。 設計施工業務は、狭隘な敷地での土木・建築構造物の築造工事となり、全工事期間にわたって現場常駐する土木・建築企業が代表企業となることが望ましい。一方、維持管理業務は、施設・設備の役割・目的・機能を把握した機械企業が代表企業となることが望ましい。設計施工・維持管理の全体業務の窓口としては、機械企業が代表企業となることが望ましいと考える。	本件の応募から基本契約の締結までは、代表企業を1社とします。工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約の締結に当たっては、設計・施工業務に係る代表企業、維持管理・運営業務に係る代表企業に分けていただいて構いません。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
		頁	章	節	項					
50	構成企業の変更	11	2	2-3	2-3-2	(1)	②	イ	構成企業の1社以上が入札参加資格通知後、本市より指名停止または、倒産等の状況となった場合、参加資格を要する他企業への変更は可能でしょうか。ご教示下さい。	入札参加資格要件を喪失した場合の取扱いについては、入札公告時に示します。
51	施工、設計企業の入札参加資格要件について	12	2	2-3	2-3-2	(2)			入札参加資格要件として、福山市入札参加資格者名簿（建設コンサルタント業務・建設工事共に）の登録が必須となっていますが、コンソーシアム組成等の促進の為、緩和措置等をご検討頂けないでしょうか。	実施方針添付資料1の契約構造図を基に、適宜構成企業又は構成員、協力企業の組合せにより、入札参加資格要件を満足するようにしてください。また、No. 63の回答も併せて参照ください。
52	入札参加資格要件	12	2	2-3	2-3-2	(2)	1)	2	「（前略）設計に係る管理技術者及び照査技術者を当該設計に配置できること。」とありますが、本件の専任でなくても宜しいでしょうか。	設計に係る管理技術者及び照査技術者は、専任としなくて構いません。
53	監理技術者の資格	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	①	土木・建築工事を担当する企業は、監理技術者を配置しますが配置する技術者の必要条件とはどのように考えていますか。ご教示ください。	監理技術者の配置要件については、土木工事共通仕様書（令和3年8月）（広島県）に準拠してください。
54	監理技術者の資格	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	①	必要とする監理技術者を配置しますが、入札参加資格通知後、専任で技術者等が配置できない（死亡や退職・資格消滅など）場合は、監理技術者の変更が可能でしょうか。ご教示ください。	ご質問の場合は、監理技術者の変更が可能です。詳細は土木工事共通仕様書（令和3年8月）（広島県）を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答	
		頁	章	節	項					
55	監理技術者の配置期間	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	①	土木・建築工事の監理技術者は工事期間内（約6年）の配置となります。配置した監理技術者は指定された資格要件を満たせば変更は可能と解釈してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご質問の場合は、変更要件になりません。詳細は土木工事共通仕様書（令和3年8月）（広島県）を参照ください。
56	企業工事実績	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	②	土木・建築工事の会社施工実績は、同一工事の実績を求めていると考えてよいでしょうかご教示ください。	土木と建築工事の実績は、同一工事でも構いません。
57	入札参加資格要件	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	1ア	「（前略）各工事を担当する構成企業又は構成員が当該工事期間中に監理技術者を本工事に専任で配置すること。」とのことですが、この場合の当該工事期間中とは各構成企業が担当する工事の現場施工期間を指し、設計期間、工場製作期間は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約締結後、専任を要しない期間が打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。
58	施工を行う企業	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	①	土建・建築、機械、電気的各工事を担当する構成企業または構成員は、要件を満足している複数社での応募は可能か。 具体的には、土木・建築の施工業務を行う企業を二者で構成する、もしくは、機械の施工業務を行う企業を二者で構成する、あるいは、電気の施工業務を行う企業を二者で構成することは可能か。	複数の企業で同一工種を構成する場合は、全ての構成企業又は構成員が実施方針の2-3-2項(2)の2)のうち、②から④のアに示す要件を満たしている必要があります。他のイ、ウについては、いずれかの企業が満たしていれば問題はありません。前述したアの要件を満足できない場合は、協力企業として本事業に参画することも可能です。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答	
		頁	章	節	項					
59	施工を行う企業	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	①	「土木・建築・機械・電気の各工事において、各工事を担当する構成企業又は構成員が当該工事期間中に監理技術者を本工事に専任で配置すること。」とあるが、「監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」に準じて、設計期間や工場製作期間は非専任として、各工事(土木・建築・機械・電気)の現場施工期間中は、各工事の監理技術者を工事に専任で配置するとの理解でよいか。	No. 57の回答を参照ください。
60	応募者の入札参加 資格要件	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	②ウ	ポンプ場の耐震補強工事は、増設工事又は改築工事に該当するでしょうか、ご教授願います。	耐震補強工事は、増設工事及び改築工事の定義に含まれません。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
		頁	章	節	項					
61	土木・建築企業の入札参加資格要件	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	②ウ	下水道法のポンプ場の建築部分の建設工事施工実績とは、下水道法第一章第二条の二「これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設」の解釈で宜しいでしょうか。この場合、下水道に関わる全てのポンプ棟、ポンプ室施設の建築工事が該当すると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	技術者の専任	13	2	2-3	2-3-2	(2)	2)	①ア	配置する技術者は機器製作期間と施工期間でそれぞれ別の技術者を配置することは可能でしょうか。可能な場合、機器製作期間は非専任で、自社が施工する現場施工期間のみ専任配置と考えてよろしいでしょうか。また、技術者と現場代理人の兼務について制限はありますでしょうか。	以下にご質問に対する回答を示します。 1) 別技術者の配置：可能です。 2) 専任/非専任:No. 57の回答を参照ください。 3) 専門技術者と現場代理人の兼務：制限はありません。
63	施工、設計企業の入札参加資格要件について	13	2	2-3	2-3-2	2)	①	イ	施工業務を行う企業が設計業務を行う場合、前項2-3-2 (2) 1の①と⑤は不要との理解で良いでしょうか。また、添付資料1 契約構造図 ※2には、設計業務を行う上で必要となる要件を全て満たすこと。ありますが、本文が正との理解で良いでしょうか。	施工業務を行う企業が設計業務を行う場合は、2-3-2項(2)1) ①と⑤は不要です。添付資料1 ※2については、本文に合わせて修正します。
64	各工種の技術者配置について	13	2	2-3	2-3-2	2)	①	ア	工場製作を含む工種では、工場製作期間と現場施工期間の監理技術者を分けて配置してよろしいでしょうか。また、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」に従い工場製作期間の監理技術者には専任を求めないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 62の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
65	施工企業の入札参加要件について	13	2	2-3	2-3-2	2)	②	同工種で複数企業が参加する場合、ア、イ、ウの全てを満たす企業は1社でよろしいでしょうか。また、それ以外の企業は、建設業法上登録されていれば参加可能でしょうか。	No. 58の回答を参照ください。
66	施工企業の入札参加要件について	13	2	2-3	2-3-2	2)	③	同工種で複数企業が参加する場合、ア、イの全てを満たす企業は1社でよろしいでしょうか。また、それ以外の企業は、建設業法上登録されていれば参加可能でしょうか。	No. 58の回答を参照ください。
67	施工企業の入札参加要件について	14	2	2-3	2-3-2	2)	④	同工種で複数企業が参加する場合、ア、イ、ウの全てを満たす企業は1社でよろしいでしょうか。また、それ以外の企業は、建設業法上登録されていれば参加可能でしょうか。	No. 58の回答を参照ください。
68	維持管理の省人化	15	2	2-4	2-4-2	(1)		落札者決定基準は、入札公告時に示されるとの事ですが、⑤ICTに係る積極的な提案（省人化）は、維持管理体制に関わる部分が多いと思います。省人化を検討する為にも、現状の維持管理体制、人数構成、地元人材活用状況等も提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
69	落札者の選定に関する事項	15	2	2-4	2-4-2	(2)		価格評価に関し、品質確保の観点から、失格基準価格を設定される予定でしょうか。	No. 34の回答を参照ください。
70	技術対話	16	2	2-4	2-4-3	(3)		リスク分担は対話の対象にならないのでしょうか。	技術対話の対象外です。技術対話の詳細は、入札公告時に示します。
71	技術対話	16	2	2-4	2-4-3	(4)		「技術対話を経て、要求水準書を満たしていない応募者に対しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第17条の規定に則り技術提案の改善通知を行い改善技術提案及び改善見積書の提出を求める。」とあるが、技術提案が要求水準を満足している場合、改善技術提案及び改善見積書の提出は求められないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
72	技術対話	16	2	2-4	2-4-3	(4)		「技術対話を経て、要求水準書を満たしていない応募者に対しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第17条の規定に則り技術提案の改善通知を行い改善技術提案及び改善見積書の提出を求める。」とあるが、事業者から提出した見積書、改善見積書を見て、発注者側で上限価格や予定価格の変更を行う予定であるか。	No. 41の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
73	著作権について	17	2	2-4	2-4-4			「提出書類の公表について～必要な場合公表を行うことができる」としていますが、技術的なノウハウに係る部分は公開しないとの理解でよろしいでしょうか。また、その部分の公開が必要な場合、事業者への承諾を受けてから公開するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
74	提出書類の取扱い	17	2	2-4	2-4-4			「（前略）審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。」とのことですが、公表対象の提案内容は、入札参加者に事前に通知することを、また入札参加者から正当な理由での非公表願いに対応することをお認めいただけるでしょうか。	入札公告時に示します。
75	SPCの設立	19	2	2-6	2-6-3			SPCの設立に関して、SPCを設立する、設立しないは事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。また、SPCを設立する、しないで評価点数に影響はないものと考えてよろしいでしょうか。	前者のご質問はご理解のとおりです。後者については、入札公告時に示します。
76	責任分担	20	3	3-2	3-2-1			「本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するというものである。」とあるが、事業用地に隣接している福山ゴム等の事業用地外の民間施設の補償、反対運動、訴訟、住民苦情や要望に関するリスクは、市政を担う福山市がリスクを分担するとの理解でよいか。	隣接工場等からの苦情などに対しては、本事業の設計業務、施工業務及び維持管理・運営業務に関連して生じる騒音、振動、沈下、傾斜、亀裂、臭気、各種汚染等が起因する事象でない場合、又はかかる事象が起因しているものの、要求水準書等で示す基準値及び要件を満たしている場合は、「福山市建設工事損失補償事務処理要綱」に基づき、適切に対応します。詳細は入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
77	住民対応	20	3	3-2	3-2-2			<p>本事業の内容について、住民説明は実施しておられますか。また、本事業に関して住民要望等はあるでしょうか。</p>	<p>下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業を含む事業計画の変更に係る縦覧を行っています。この縦覧に対して、本事業に関する住民要望等はありません。</p>
78	住民対応	20	3	3-2	3-2-2			<p>住民が本事業の内容に合意していない状態で、添付資料2の住民対応（No. 24）が発生した場合、負担者は事業者になるのでしょうか。</p>	<p>No. 77の回答を参照ください。</p>
79	契約保証金の納付について	20	3	3-3	3-3-2			<p>契約保証金の納付等について「本市は、建設工事請負契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、請負契約の保証を求めることを予定している。」とありますが、御市ご発注の建設工事に適用されている福山市建設工事請負契約約款第4条（契約の保証）第1項第1号から第5号各号が適用されるのでしょうか。契約保証金の納付手段として、より多くの選択肢を設けていただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
80	事業者の提案内容及び設計業務のリスク	20	3	3-4	3-4-1			事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更に対するリスク回避のために、本ポンプ場に流入する既設幹線管渠および既設枝線管渠の縦断図を確認したいのですが、提供いただくことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
81	設計・施工段階	20	3	3-4	3-4-1			建築士法第3条、第3条の2に規定される工事監理は本事業の設計・施工及び維持管理・運営業務の対象外という理解でよいでしょうか。	本事業の設計・施工業務は、建築士法第3条、第3条第1項第二号に該当します。維持管理・運営業務は、この限りではありません。また、工事監理業務を本事業の業務範囲に含めるかどうかは、入札公告時に示します。
82	事業期間の終了段階	21	3	3-4	3-4-3			「本市は、事業終了後も本事業の対象施設を継続して使用する。「また、事業期間終了時において、(中略)性能を満足する状態に保持しなければならない。」とのことですが、継続使用の予定年数をご教示ください。	実施方針1-1-2項の(1)の①から③に示す施設については、事業期間終了時から1年間に対して、要求水準書等で定めた性能を満足する状態に保持してください。④から⑯に示す施設については、3-4-3項に示すとおり、協議によるものとします。
83	現地説明会	24	7	7-1	7-1-1			入札公告後に現地説明会、現地確認を開催される意向がありますでしょうか。	コロナ禍であること、各雨水排水施設の立地が狭隘であることから、安全性を鑑み、追加の現地確認は行わない予定です。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
84	現地確認に対する受付	25	7	7-1	7-1-2			過日に現地確認を開催していただいておりますが、参加人数の制限や場内確認箇所の制限等があり、確認できなかった箇所がございます。今後、現地確認を複数回開催していただくことは可能でしょうか。	No. 83の回答を参照ください。
85	現地確認	25	7	7-1	7-1-5			ポンプ場内の設備の詳細について確認したいので、現地調査をさせていただけないでしょうか。	No. 83の回答を参照ください。
86	現地確認	25	7	7-1	7-1-5			追加で現地調査を実施が可能な場合は、人数制限の緩和していただくようお願い致します。	No. 83の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
87	現地確認	25	7	7-1	7-1-5			前回の現地確認時には、場内確認箇所の制限や、確認できなかった部分もあるため再度現地を確認できる機会を設けて頂けないでしょうか。	No. 83の回答を参照ください。
88	現地確認	25	7	7-1	7-1-5			前回の現地確認において、維持管理対象となる場外施設全てが現地確認対象となっていなかった状況ですので、改めて、それらの施設も含めた現地確認の場を持って頂きますよう、お願い致します。	No. 83の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
89	現地確認	25	7	7-1	7-1-5			追加の現地確認を実施する際は、人数の制限を緩和頂きますよう、御検討願います。 (今回事業は、DBO事業という事も有り、一企業の中でも、プラント設備、現地施工検討、維持管理検討、提案書作成する上での確認事項等、多数の人間が関連して検討を進めている状況です。多くの人間で、現地確認させて頂きたいと思っておりますので、御配慮願います。)	No. 83の回答を参照ください。
90	契約構造図	添付1						「基本契約」「工事請負契約」「維持管理・運營業務委託契約」はそれぞれ異なる構成企業を代表企業とすることは可能か。 例えば、基本契約を結ぶ代表企業A社(本事業の応募手続きを行う企業)、工事請負契約を結ぶ代表構成B社(土木・建築の施工業務を行う企業)、維持管理・運營業務委託契約を結ぶ代表企業C社(維持管理・運營業務を行う企業)とする。	各契約の代表企業は、以下のとおりです。 1) 基本契約に係る代表企業：応募者の代表企業と同じです。 2) 工事請負契約に係る代表企業：応募者の代表企業と同じです。 3) 維持管理・運營業務委託契約に係る代表企業：上記とは異なる代表企業を認めます。
91	第三者賠償	添付2						事業者側負担の内容をもう少し具体的に示していただけないでしょうか。また、賠償の範囲の制限、賠償額の上限は設けられないのでしょうか。	入札公告時に示します。
92	環境問題	添付2						環境影響の評価対象、評価方法について、具体的に教示ください。	事業者が行う各種業務に対し、本市が行うモニタリング、事業者から提出される実施計画及び業務書類等を基に環境の悪化がないかどうかを確認します。 環境影響の評価については、要求水準書及び技術提案書に定める内容に対し、基準値及び要件を満たしているかどうかを確認します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
93	本事業に係るリスク分担	添付2						今回の対象施設の中で、その他の既設ポンプ場は供用開始年度が明記されておらず、おそらく古い施設が多いと想像します。施設が古いため、適正に点検を行っていたとしても例えばポンプが稼働しないことも想像できます。このような事例のリスク分担、手法等を明記していただけないでしょうか。ご教示下さい。	本事業に係るリスク分担表のNo. 16及び注記の※3に示すとおりです。
94	事業に係るリスク分担	添付2	※7					※7における「通常対応可能な範囲」について、具体的にご教授願います。	要求水準書で求める仕様又は性能により、対応できる範囲を指します。具体的な事例としては、停電時に自家発電設備が稼働できる時間（12時間以上：提案値を上限値）については、電気及び上水の供給停止に対して、雨水排水に係る運転継続を求めるものです。また、燃料の追加調達等により、対応できる領域を増やすことも努力義務として求めます。
95	事業に係るリスク分担	添付2	09					「制度・法令変更-9」の項目で、「上記以外で、本事業のみならず広く一般に適用される法令の変更又は新設に関するもの」については、適切な負担者または負担割合を協議のうえ決定するとして頂けないでしょうか。	変更は行いません。
96	本事業に係るリスク分担（第三者賠償）	添付2	16					第三者賠償について、「施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの（ただし、既設は計画通りの点検・調査・報告、運転管理を行っていた場合は、負担者が市、※3既設ポンプ場およびその他既設ポンプ場については、本市が負担する。」とあるが、新浜ポンプ場以外の既設ポンプ場の老朽化・劣化に起因する第三者賠償は、市が負担するとの理解でよいか。	中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、他の雨水排水施設に比べ運転開始後間もない施設であり、耐震性能も現行基準を満たしています。従って、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の老朽化及び劣化に起因する第三者賠償は、事業者負担です。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
97	事業に係るリスク分担	添付2	16					「第三者賠償-16」の項目で、※3「新設ポンプ場ほか2施設は事業者負担となっておりますが、「ほか2施設」は既設機場のため、計画通りの維持管理・運用を実施していた場合に限り貴市負担とさせていただきますでしょうか。	No. 96の回答を参照ください。
98	事業に係るリスク分担	添付2	16					本事業における施設・設備以外の施設・設備、及び2次被害に関する賠償は事業者負担外と考えて宜しいでしょうか。	事象を把握した上で、リスク分担表に基づき決定します。
99	本事業に係るリスク分担（第三者賠償）	添付2	18					第三者賠償について、「計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるものは、負担者が市」とあるが、その他ポンプ場は、要求水準書(案)P7表2-5排水能力及び主ポンプの排水能力(現況)を超える降雨により生じる第三者賠償（浸水による補償等）は市が負担するとの理解でよいか。	要求水準等を満たしていることを前提とした場合、ご質問の事象は本市が負担しません。
100	本事業に係るリスク分担	添付2	18					第三者賠償について、「計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるものは、負担者が市」とありますが、その他ポンプ場の計画雨水量は、要求水準書(案)P7表2-5排水能力及び主ポンプの排水能力(現況)については、既設設備は現状も能力は低下することなく満たしているものと解釈してよろしいでしょうか。	本事業の対象施設の全ては、維持管理・運營業務の開始前に、要求水準書（案）5-6-3項の（5）に示す「施設機能確認報告書」により、既設施設及び既設設備の機能の定量化を行った上で、業務を開始します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
101	事業に係るリスク分担	添付2	19					N0.19 雨天時放流水質に関するリスク面の評価について、リスク分担を含めてご教示ください。	※4に示すとおり、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。 ご質問の雨天時放流水質は、放流側にコンポジットサンプラーを設置するよう要求水準書に記載するので、かかるリスクは定量化できると考えています。
102	事業に係るリスク分担	添付2	23, 24					「住民対応-23,24」の項目で、要求水準を満たしているか否かによって、市側、事業者側の責任分担がされていますが、要求水準を満たしているか否かは、市側と事業者側で協議の場を持ち、対応方法を決定するとの考えでよろしいでしょうか。	要求水準書（案）で示す各種基準値、要件を満たしていることが前提となります。また、かかる立証責任は、事業者側となります。
103	本事業に係るリスク分担（住民対応）	添付2	23					住民対応について、「本事業に関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの」は市が負担者となっているが、本ポンプ場に隣接する福山ゴムからの訴訟、補償、要望に必要な工事費の増加分や補償費用は、市が負担するとの理解でよいか。	No. 76の回答を参照ください。
104	本事業に係るリスク分担（住民対応）	添付2	23					「本事業に関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの」は市が負担者となっているが、現時点で本事業の工事概要は、周辺住民や隣接する福山ゴムへの説明は、市で実施済みとの理解でよいか。周辺住民や福山ゴムへ説明をされていない場合、説明する時期をご教示ください。	本市は、下水道施行令の規定に基づき、当該事業計画の変更について、利害関係人に意見を申し出る機会を与えております。今後周辺住民に対する説明としては、設計業務の事前調査時、施工業務の着手時の2回程度を想定しています。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
105	事業に係るリスク分担	添付2	23					<p>(要求水準等を満たしていることを前提とする)と記載があります。要求水準書(案)23ページ:3-1に「なお、本事業は設計・施工を一体で行う事業であることを鑑み、必要となる調査の一切については、工事請負事業者の責任において実施すること」、3-2「なお、事前調査の計画及び実施に当たっては、本市の承諾を必要とする。」とあります。要求水準を満たすとは、一切の責務を負い、発注者の承諾を満たすこととも読めますが、工事契約の公平性の観点から、発注者と請負者の双務的契約とは言えず、リスクを全て請負者へ転嫁していることが推定されます。発注者としてどのようにお考えでしょうか。ぜひ、双務的視点での要求水準への見直しと変更とお願いします。</p>	<p>要求水準書(案)3の3-1項で示している内容は、要求水準書(案)、配布資料、現地確認結果から事業者が想定できる事象に対して、十分な調査を事前に実施することを求めたものです。具体的な想定事象は、3-2-1項「事前調査における留意事項」①から④で明文化しております。この前提を基に、設計・施工を一体的に行う事業であることを鑑み、必要となる調査の一切を工事請負事業者の責任において、実施することを求めたものです。</p> <p>また、本市が想定する調査内容との乖離、又は認識の不一致が生じないよう、事前に本市の承諾を義務化したものです。従って、変更は行いません。</p>
106	本事業に係るリスク分担(住民対応)	添付2	24					<p>事業者が行う業務に関する住民苦情・要望等に関するもの。(要求水準等を満たしていない場合)は事業者負担となっておりますが、要求水準等を満たしている場合は、工事費の増加分や補償費用は、市が負担するとの理解でよいか。</p>	<p>No.76の回答を参照ください。</p>
107	事業に係るリスク分担	添付2	25					<p>「環境問題-25」の項目で、「事業者が行う業務に起因するもの」ですが、業務に関する計画案提出・貴市の承諾を得た上での実行になりますので、両社(貴市・事業者)に「○」と変更して頂けないでしょうか。</p>	<p>事業者が行う業務に対し、本市の承諾をもって免責されるものではありません。</p>

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
108	事業に係るリスク 分担	添付2	27					「共通-物価変動-27」の項目で、事業期間中の物価変動に対するリスクについて、※5に示された一定程度を具体的に回答頂きますよう、御配慮願います。	入札公告時に示します。
109	事業に係るリスク 分担	添付2	27					「共通-物価変動-27」の項目で、事業期間中の物価変動に対するリスクについて、事業者側が従たるリスクの負担者（△）と記載されていますが、物価変動は不可抗力要素が強いため、貴市を「○」とし、事業者側の「△」を削除頂けないでしょうか。	No. 108の回答を参照ください。
110	事業に係るリスク 分担	添付2	27					「物価変動-27」の項目で、基準日の設定をお願い致します。基準日を「入札日」or「契約日」or「基本設計締結日」or「詳細設計締結日」等の、どの日と比べての物価変動とするかを明確にして頂きますよう、よろしくお願い致します。	No. 108の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
111	事業に係るリスク 分担（不可抗力）	添付2	32					「天災，人為的等，通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害，修復のため事業実施に遅延，中止等によるもの」については，事業者も「○」印の主たるリスクを負担することになっており，また，※6では，「不可抗力により，追加費用その他損害が発生した場合又は，第三者に損害が発生し，本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は，損害額等の1/100以内の費用までは事業者の負担，それを超える費用は本市の負担とする。」とあるが，天災，人為的等，通常予見可能な範囲外のものに生じる費用増加または損害，修復のための事業実施に遅延，中止等による費用は，大部分（99/100）を市が負担するとの理解でよいか。	入札公告時に示します。
112	事業に係るリスク 分担	添付2	32					「不可抗力-32」の項目で，不可抗力において，記載頂いてる天災，人為等に関しては，市負担とし，事業者の負担欄は無しにして頂けないでしょうか。	公共工事標準約款で規定される不可抗力に対する措置等を鑑み，変更は行いません。
113	事業に係るリスク 分担	添付2	32					事業者が修繕計画に基づき実施している工事期間中に発生した不可抗力による損害は，事業者の責任外と考えて宜しいでしょうか。（計画立案自体が遅延，との解釈はしないということ）	計画的修繕の工事期間は，天災（地震及びその他の異常天災現象を除く。）（以下「天災」という。）が生じにくい時期に設定してください。かかる期間中に生じた不可抗力については，リスク分担表に基づき負担者を決定します。なお，天災が生じにくい時期とは非出水期など，台風や豪雨の影響が少ない時期を指します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
114	事業に係るリスク 分担	添付2	32					32不可抗力 「天災，人為的等，通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害，修復のため事業実施に遅延，中止等によるもの」については，事業者も従たるリスクを負担することになっており，また，※6では，費用負担の上限見込も不可能ななか，「1/100以内の費用までは事業者負担とする」とされておりますが，このような不可抗力の場合には，貴市においてご負担頂くべきものではないでしょうか。	NO. 112の回答を参照ください。
115	事業に係るリスク 分担	添付2	34					No. 34で，市が提示した地形・地質調査にもとづいて応札し，その後，事業者の地形・地質調査の結果が市の提示した資料と著しい差異が発生した場合は，協議対象になると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	事業に係るリスク 分担	添付2	35					No. 35で，「事業者が実施した地形・地質等現地調査に関するもの」には，「（調査項目不足に関するものを含む。）」とありますが，ここでいう調査項目不足とは，調査の必要性が合理的に予見できる調査項目の不足を指すと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	事業に係るリスク 分担	添付2	40, 45, 47					「設計段階-設計変更・遅延40」及び「建設段階 - 工事遅延45・工事費増大47」の項目で，例えば事業者側にも不明であった埋設物が発見された等により大幅な設計変更・工事遅延が生じた場合は貴市負担という判断でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）及び配布資料（参考資料）並びに現地確認，入札公告時に公表する要求水準書，追加配布資料等を基に，本市の承諾の上で工事請負事業者が実施する事前調査の結果からも予見できなかった埋設物等であれば，本市が負担します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
118	本事業に係るリスク分担（用地）	添付2	42					用地について、「市が提示する資料から予見できない事業用地の土壌汚染・埋設物等による事業の遅延、変更及び中止は、負担者が市」とあるが、用地境界の未確定による地権者との交渉による遅延、変更及び中止にかかる費用は、市が負担するとの理解でよいか。	調査・設計期間を十分に取っていますので、その期間中に事業者が実施する測量調査等を基に、用地確定を行う予定です。
119	事業に係るリスク分担	添付2	42					市が提示する資料から予見できない事業用地の土壌汚染・埋設等による事業の遅延は市のリスクとなっていますが、土壌汚染状況調査の結果、汚染土が検出された場合の対策と、その場合の工事工程への影響や費用の増額等についても、配慮いただけるとの理解でよいでしょうか。	No. 117の回答を参照ください。
120	本事業に係るリスク分担（維持管理費の増大）	添付2	60					維持管理・運營業務の対象である「その他の既設ポンプ場」は、施設が古く、劣化が激しく、耐震性能が満足していない施設も多く、供用開始年度が不明な施設もある。施設が古く、劣化しているため、事業者が適正に点検を行ったとしても、適正な運転ができない可能性がある。このような既設施設をどのようにリスク分担すべきか、定量的な手法をご教示ください。	No. 100の回答を参照ください。
121	本事業に係るリスク分担（維持管理費の増大）	添付2	61					維持管理費の増大について、「計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるものは、負担者が市」とあるが、その他ポンプ場の計画雨水量は、要求水準書(案)P7表2-5排水能力及び主ポンプの排水能力(現況)を超える降雨による維持管理費の増大は市が負担するとの理解でよいか。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
122	事業に係るリスク 分担	添付2	61					61計画雨水量以上の流入によるもの 計画雨水量未満の流入であっても、降雨日 数の増大等により運転回数が増加した場合 の維持管理費の増大は、貴市負担と考えま すが宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
123	事業に係るリスク 分担	添付2	63					63技術革新 「陳腐化による変更コスト、新技術採用に 係るコスト」は事業者の負担とのことですが、 「技術提案時、及び実施設計段階で予 見できるものに限り、事業者の負担」への 変更をお認めいただけるでしょうか。急速 で予見不可能な技術革新への対応は困難と 考えます。	維持管理・運営期間中の技術革新に伴い、 明らかに機種変更や機種改造を行った方が 経済性や維持管理性の向上に寄与できる場 合で、この変更を事業者からの提案によっ て行う場合を指します。このため、事業者 負担としています。一方本市から技術革新 に伴う変更を申し出る場合は、本市、事業 者双方の協議によるものとします。
124	事業に係るリスク 分担	添付2	64					「事業終了時の手続き-64」の項目で、事業 終了時の手続きに伴う諸費用の発生とあり ますが、想定されている具体的な事象をご 教示ください。	事業者が策定する修繕計画により、終了時 の状態が異なりますので、具体的な想定は ありませんが、状態の如何を問わず、かか る諸費用の一切を事業者が負担するもので す。
125	事業に係るリスク 分担	添付2	住民対 応					本事業周辺の地元住民への工事内容につい ては、周知されて反対者等はいないとの理 解でよろしいでしょうか。また、地元住民 からの要望等も無いとの理解でよろしいで しょうか。あれば、その内容をご教示くだ さい。	No. 77の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
126	事業に係るリスク分担	添付2	住民対応					工事着手まで、貴市と地元の間で、協定・約束事・覚書などに類似する物は、現時点で無いと理解してよいですか。また、今後も無いと理解して良いですか。今後協定に類するものが結ばれた場合は、条件変更と理解してよいですか。	現時点では、地元との協定等の締結、協議は行っておりません。今後適宜協議を行います。
127	事業に係るリスク分担	添付2	住民対応					受注後に地元住民から、要求水準を満たしている場合で、工事中止などを求められた場合貴市の責任で解決して頂けると判断してよいですか。	No. 76の回答を参照ください。
128	事業に係るリスク分担	添付2	住民対応					受注後に地元住民から、要求水準を満たしている場合で、工事中止などを求められた場合事業者の中断等に伴う費用負担は、貴市の責任で全額負担頂けると判断してよいですか。	No. 76の回答を参照ください。
129	本事業に関する参考資料について	添付5						現行の合流改善計画の策定資料（施設計画と整備状況、改善目標、汚濁負荷削減効果、雨天時流入及び放流水質、直接放流回数等が記載されたもの）をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
130	本事業に関する参考資料について	添付5						新浜ポンプ場の沈砂池流入水路の状況を把握するため、晴天時汚水を分離する施設フローと流量調整機構が明示された竣工図書をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
131	本事業に関する参考資料について	添付5						新浜ポンプ場内に設置された立坑，分水施設の竣工図書をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
132	本事業に関する参考資料について	添付5						福山港の海岸保全区域が図示された図面をご提示いただけないでしょうか。	配布資料（参考資料）02_基本設計検討書（I 共通編）を参照ください。
133	本事業に関する参考資料について	添付5						本事業の建設工事は限られた敷地内で既設設備を運用しながらの更新となり，様々な仮設が必要となります。PEの仮設を検討するにあたり，新浜ポンプ場既設PE図面（機器配置・ケーブルルート，接地などが記載されている施工図，配線系統図，システム構成図，単線結線図，計装フロー，シーケンス等）を追加でご提供ください。	入札公告時に示します。
134	本事業に関する参考資料について	添付5						本事業で新浜ポンプ場から松浜ポンプ場へ電源送りが必要となりますが，松浜ポンプ場既設施工図（電源送り対象盤がわかる機器配置図，既設の電源送りケーブルルート図）を追加でご提供ください。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
135	本事業に関する参考資料について	添付5						添付資料5の「13_本ポンプ場ほか2施設（既設図面）」の14～16枚目はどこの既設機場を示しているかご教示ください。	既設図面として、必要のない図面ですので、削除してください。
136	本事業に関する参考資料について	添付5						添付資料5の「13_本ポンプ場ほか2施設（既設図面）」の9, 11枚目は既設新浜ポンプ場の図面でしょうか。	既設図面として、必要のない図面ですので、削除してください。
137	本事業に関する参考資料について	添付5						福山市で策定された合流改善計画に係る図書を参考資料として提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
138	本事業に関する参考資料について	添付5						新浜ポンプ場における直近3カ年程度の各設置ポンプの稼働状況が把握できる運転月報等を参考資料として追加で提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
139	本事業に関する参考資料について	添付5						既設新浜ポンプ場に関し、電源の送り元、制御回路がどこに設けられているかが不明瞭となっています。既設フローシート、動力側単線結線図、配線系統図、既設負荷容量、運転ブロック図等の関係図面を追加でご提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
140	本事業に関する参考資料について	添付5						提示頂いている図面では雨水ポンプ関係の負荷、制御回路が何処に設けられているのか、何処で運転管理を行っているのか不明です。関係図面を追加でご提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
141	本事業に関する参考資料について	添付5						新浜ポンプ場に関し、排水渠の既設図面を追加でご提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
142	本事業に関する参考資料について	添付5						新浜ポンプ場に関し、分水施設の既設図面を追加でご提示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
143	基本設計図データ	添付5						基本設計図のCADデータを提供いただくことは可能でしょうか。	基本設計に係るデータ提供は行いません。

新浜ポンプ場改築事業 実施方針に関する質問に対する回答書

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
144	既設流入渠	添付5	図番 23/36					<p>新設流入渠築造にあたって、既設流入渠の壁に接続する計画となっておりますが、既設流入渠の補強工事は不要でしょうか。もしくは、既設流入渠の耐震性能は満足していると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>既設流入渠に接続するための開口設置等、既設の改造を行うに当たっては、既存耐力の低下がある場合は、現況耐力に至るまでの補強を本事業範囲にて実施してください。また、既設合流本管の新浜ポンプ場接続部のみ管更生工事が未実施のため、本事業に追加する予定です。詳細は入札公告時に示します。</p>
145	地下埋設物移設	添付5	図番 29/36					<p>流入渠施工時において、ガス管及び電気ケーブルが干渉しておりますが、管理者との事前協議は実施済みでしょうか。また、移設補償に関わる費用は、市負担と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>移設補償に係る負担について、本ポンプ場敷地内の移設は事業者負担、本ポンプ場敷地外の公道部分等における本管等の移設は本市負担です。</p>